

橋本市病院事業管理規程第1号

橋本市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を、別紙のとおり定める。

令和8年1月1日

橋本市病院事業管理者 古川 健一

橋本市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

橋本市病院企業職員の給与に関する規程(平成18年病院事業管理規程第22号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当) 第7条 略</p> <p>(通勤手当) <u>第8条 橋本市給与条例第14条の2第2項第2号に規定する通勤手当の月額</u>は、それぞれ次に掲げる額とする。</p> <p><u>ア 自動車等の使用距離(以下「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</u></p> <p><u>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</u></p> <p><u>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円</u></p> <p><u>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円</u></p> <p><u>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円</u></p>	<p>(勤勉手当) 第7条 略</p>

カ	使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	16,600円
キ	使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	19,700円
ク	使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	22,800円
ケ	使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	25,900円
コ	使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	29,100円
サ	使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	32,300円
シ	使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	35,500円
ス	使用距離が片道60キロメートル以上である職員	38,700円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(時限規定)

- 2 第8条の規定は、令和8年3月31日限りその効力を失う。